

柔軟な働き方制度等導入のための

無料

社会保険労務士派遣



改正育児・介護休業法への対応はお済みですか？

令和7年10月1日から柔軟な働き方を実現するための措置等が事業主に義務付けられます。



人手不足を解消したい
(離職率を抑えたい)



育児・介護休業法の改正
について知りたい



仕事と育児が両立できる
職場にしたい



両立支援助成金等について
知りたい

ご相談はいつでもお気軽にご連絡ください

公益財団法人福岡県中小企業振興センター



092-622-5432



senmonka@joho-fukuoka.or.jp



「魅力ある職場」とは

「顧客満足度」だけでなく
「従業員満足度」も重視した職場



**従業員の視点に
立った取組 !!**

- 1.賃金等処遇に関する課題
- 2.労働時間・休暇等に関する課題
- 3.仕事と育児の両立に関する課題
- 4.成長機会に関する課題



- ・就業規則の整備、見直し
(テレワーク等の導入など)
- ・社内規定の整備
- ・人事評価制度の導入

導入効果★★★

①従業員の意欲向上 ②業績・生産性の向上 ③人材確保

対 象

中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であり、柔軟な働き方制度等を導入することにより経営の向上を図ろうとする福岡県内に事業所を有する企業

費用・回数

派遣費用：無料

派遣回数：3回まで

※1回あたり3時間以上

申込方法

下記書類をご提出ください。

①専門家派遣申請書
(様式第1号)

②組織図※

③就業規則※

④自社のパンフレット等※

※作成していない場合は不要

※申込書類受付後、当センターよりご連絡します。

※予算の上限に達したときは、受付を終了します。

【申込先】

(公財) 福岡県中小企業振興センター

福岡県福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センタービル6階

電話番号：092-622-5432

メール：senmonka@joho-fukuoka.or.jp

<https://www.joho-fukuoka.or.jp/sharoshi-haken/index.html>

